

栃木県知事 福田 富一様

2023年1月12日
日本共産党栃木県委員会
委員長 小林 年治
日本共産党栃木県議団
代表 野村 せつ子

2023年度 栃木県予算と施策に関する要望書

日本共産党栃木県委員会と同栃木県議団は「2023年度 栃木県予算と施策に関する要望書」（213項目）を提出します。

岸田政権が昨年末に閣議決定した2023年度政府予算案は、一般会計総額114兆円余のうち軍事費が10.2兆円で歳出総額の9%を占める異常な大軍拡予算となっています。一方、社会保障やくらしの予算は軒並み削られています。社会保障費の「自然増」の伸びを1500億円も圧縮し、公的年金は支給額を抑制、政権がかかげた「子育て予算倍増」は実現の見通しがありません。物価高騰対策もコロナ対策もまったく不十分です。県は、国民・県民のくらしを置き去りにした政治から県民のいのちと暮らしを守りぬく防波堤となって、地方自治体としての役割を發揮することが求められます。

2022年10月発表の「県政世論調査」では、この5～6年のくらしの変化について、「悪化」したとの回答が51.2%に達し、その理由は物価上昇、不景気、医療費・介護費の出費増等となっています。県政への要望の上位は1位高齢者福祉対策、2位医療対策、3位雇用の安定と勤労者の福祉、4位子育て・少子化対策、5位防災対策となっています。

日本共産党栃木県委員会は、県政世論調査の結果や、県民各層から寄せられた要望などをもとに、新型コロナ第8波対策と物価高騰対策の緊急要望および各分野の重点要望をまとめました。ぜひとも新年度予算と施策に取り入れるとともに、緊急を要する事業は補正予算も含めて対応されるよう要望いたします。また国への要望も盛り込んでおりますので、ぜひ全国知事会の場や栃木県の要望としてとりあげていただくよう要望いたします。

I 【新型コロナ対策第8波からいのちを守る緊急対策】 (15項目)

1. 1月2日現在、病床使用率70.6%、重症病床使用率21.7%でともにレベル3に達しているが、第8波の感染状況、医療提供体制の逼迫状況や介護施設等のクラスター発生状況など情報発信が極めて少ない。県民への情報発信を強化すること。
2. コロナ病床は12月に30床追加確保されたが、臨時病床の設置を含めさらに増やすこと。入院・転院・後方支援の医療機関への協力金、病床確保・設備費等補助金、県独自の協力金制度を新年度も維持拡充すること。
3. 高齢者に特化した療養施設、臨時医療施設を開設すること。高齢者施設にとどまって療養することを余儀なくされた場合でも、抗ウイルス薬の適切な処方など早期治療が受けられるようにすること。
4. 高齢者入所施設の感染予防と発生への対応について支援を継続し、さらに強化すること。医療用マスク等の感染防護用品の配布や換気・空気清浄機等の設備費支援、職員の支援単価の引き上げ、クラスター発生による減収支援を行うこと。職員の検査はPCR検査を頻回実施すること。
5. 発熱外来を設置し、自院患者以外の発熱患者も積極的に検査・診療・治療する医院を増やすため、引き続き支援を強化すること。国に発熱外来に対する体制確保補助金の復活や、診療報酬の引き上げを要望すること。
6. 国は、大軍拡の予算捻出のため、新型コロナ感染症医療を担う国立病院機構などの積立金の返却を求めている。医療提供体制の強化のため、県として反対する意見を国にあげること。
7. 無症状者への検査の継続・拡大について
 - ①高齢者施設、医療機関、福祉施設の職員の頻回検査を継続すること。教育機関職員についても対象にすること。
 - ②感染拡大時の無料一般検査を第8波収束まで延長すること。また実施箇所を全市町に増やすこと。
8. 自宅療養者への支援を強化し、市町とも連携して、必要な治療および健康観察、生活支援等が受けられるようにすること。在宅診療等を行う医療機関、訪問看護ステーション等を増やすこと。
9. 保健所の保健師等職員を増員するなど恒常的な体制強化をはかるとともに、感染爆発等の危機に対応できる臨時の体制強化を行うこと。

10. 抗ウイルス薬、解熱剤等が不足なく確保できるよう国に働きかけること。登録医療機関・薬局を増やすこと。

11. 宿泊療養施設について

- ①施設と室数の確保計画をオミクロン株の感染力に対応した確保数に見直し、即応できるようにすること。市町と協力し、稼働に必要なマンパワーを確保すること。
- ②すべての宿泊療養施設に看護師が常駐する医務室を設置し、オンライン・電話による診療、投薬など治療が受けられるようにすること。

12. 保健環境センター（地方衛生研究所）の人的体制、PCR検査機器を増強すること。新種の株のゲノム解析を速やかに実施できるよう体制を確保すること。

13. 国にすべての医療機関、保険薬局の減収補填、すべての医療従事者への特別手当の支給を行うよう求めること。

Ⅱ 【物価高騰からくらし・営業・営農を守る緊急対策】（16項目）

1. 消費税の緊急減税を国に求めること。10月から実施予定のインボイス制度の実施を中止すること。消費税納税困難事業者に対する減免の特例措置を実施すること。

2. 県として各種交付金等も活用し、家計と子育て支援の対策を講じること。国にも支援を求めること。

- ①子どもの国保税均等割について、国の減免割合の引き上げを求めるとともに、県と市町が子育て支援の観点から減免し、実質ゼロにすること。
- ②小中学校の給食費の保護者負担をゼロにするため、県と市町が支援する制度を創設すること。

3. 高齢者の健康と生活を守るため、以下の点を国に要望すること。

- ①物価高騰にもかかわらず年金減額が行われ、高齢者の暮らしを圧迫している。減額をやめ、物価に見合った増額を行うこと。
- ②後期高齢者のうち一定の所得を超える人の医療費の窓口負担が2022年10月から2倍にされたが、改悪を中止すること。

4. 最低賃金1500円以上を実現するため、大企業への内部留保への時限的課税などにより財源を確保し、中小企業への直接支援を行うよう国に求めること。

5. 国にケア労働者の賃上げを全産業平均並みに引き上げるよう求めること。県として保育、介護労働者の賃上げを支援すること。

6. 原油価格高騰対策として、トリガー条項の発動を含む卸売価格を引き下げよう国に

求めること。中小事業者、農家の燃油高騰対策として高騰分の直接補填を行うこと。

7. 肥料価格の高騰分を農家に直接補填する緊急対策を国に求めるとともに、県としても支援すること。堆肥・稲わらなどの利用拡大に対する支援を行うこと。
8. 生乳の販売収入が生産費を下回った場合の差額を補填する制度を創設すること。過剰分を県が買い上げ、福祉施設、子ども食堂、学生、生活困窮者などに提供すること。
9. 過剰米の国による全量買い上げ、水田活用の直接支払い交付金に係る交付要件減額方針の中止・見直しなどを国に求めるとともに、県としても買い上げに協力し食料支援等に活かすこと。
10. 生活保護世帯、ひとり親世帯、生活困窮者等への福祉灯油制度を実施すること。
11. 生活保護基準を消費者物価の高騰に見合ったものに引き上げるよう国に求めること。
12. 緊急福祉資金の特例貸付制度利用者に対する返済免除の要件緩和および返済期限の延長をはかること。
13. 住宅確保給付金の対象拡大と延長をはかること。
14. 円安を誘導し、輸入物価を引き上げる「異次元の金融緩和」政策からの抜本的転換をはかるよう国に求めること。

Ⅲ 【各分野の重点要望】

(182項目)

【1】安心の医療・保健

1. 国民健康保険制度について

- ①コロナ禍が続く下で、国民健康保険証は医療機関受診の命綱となっている。国民健康保険料滞納者の保険証を取り上げ短期保険証、資格証明書交付を行わないこと。
- ②コロナ罹患の場合も国保傷病手当が受けられるが、申請について周知を徹底し、申請しやすくすること。また対象を給与所得者のみならず自営業、農業の事業主にも拡大すること。
- ③国保税を「協会けんぽ並」に引き下げのため、国の公費負担引き上げを求めること。
- ④市町の子ども医療費現物給付にたいする国のペナルティを全面的になくすよう求めること。市町のペナルティ分は国民健康保険納付金に加算せず、県負担とすること。

2. 後期高齢者医療制度について

- ①低所得者への保険料軽減の継続、国庫負担の引き上げを働きかけること。

②保険料の負担軽減を図ること。

3. 地域医療構想はコロナ感染症への対応など急性期の必要病床数を含め現状にかみ合ったものに見直すこと。厚生労働省が公表した公立・公的病院の「再編リスト」は撤回するよう求めること。

4. 室内の寒暖差によるヒートショックによる突然死や脳心疾患の悪化を防ぐため、風呂場・脱衣場などへの暖房設備、通報装置等の設置を支援する制度を創設し、市町と協力して助成すること。(産業労働観光部)

5. 短命県返上をめざし、脳疾患、心疾患による死亡を減少させるため、減塩対策を強化すること。公共施設の食堂や学校給食の減塩対策を推進すること。また減塩食を提供する食堂や宿泊施設、減塩食品を開発・販売する事業者等を支援すること。

6. 疾病の早期発見のため、健診を充実させ、胃カメラ、内臓エコー検査、頸部血管・甲状腺エコー検査等を無料健診メニューに加えること。

7. 地方独立行政法人県立3病院への支援について 新規

①十分な財政支援を行い、職員配置と診療体制、患者サポート等を充実させること。患者満足度、職員満足度の向上に努めること。

②県立岡本台病院の保護室を増設し、緊急措置入院の体制を確保すること。老朽化した病棟の建て替え等を急ぐこと。

③県立がんセンターにICU、人工透析機器を整備しそのための人材確保を行うこと。

8. 県は栃木市、下野市、壬生町の水道水源の35%を地下水から南摩ダムが開発した県水に切り替えるよう求める方針だが、2市1町の住民は地下水100%の使用を維持するよう求めている。住民合意のない事業は中止すること。

9. 今年度末までに県は水道広域化推進プランを策定する計画だが、市町それぞれに水需要、水源、給水施設の状況、料金設定などに相違があり、住民の理解と合意のないまま広域化方針を進めることは住民自治の観点からも問題がある。スケジュールの見直しも含め再検討すること。 新規

10. 犬猫殺処分ゼロを実現するため、動物愛護団体や獣医師会等と連携してとりくむこと。里親探しのための一時保護所の設置、犬猫の避妊対策への支援制度を創設すること。

【2】安心の子育て環境

1. 2023年度からこども医療費助成制度の対象年齢が中学3年生まで、現物給付が小学校6年生までに拡大される。これを受け、市町独自の支援により全市町で高校生まで無料の制度に拡充される見通しとのことである。市町が他の子育て支援策に取り組めるようにするため、県はさらに対象年齢を18歳までに引き上げ、現物給付を中学3年生までに拡大し、全市町で18歳までの窓口無料をめざすこと。また、国に対し、国の制度として無料化するよう要望すること。 新規
2. 県単1歳児担当保育士増員補助金の単価増額、食物アレルギー対応給食提供事業補助金の単価増額とすべての保育施設に対象拡大をはかること。
3. 保育所、幼稚園等の給食費（副食費）は保育・教育の一環であるから、副食、主食とも無償にすること。国にたいして副食費を無償とするよう求めること。
4. 保育所待機児の掌握方法について、希望する施設に入れないため待機している子ども待機児数に反映させること。待機児ゼロにするため認可保育園をふやすこと。
5. 保育士不足解消のため、国に保育士全体の賃上げによる待遇改善を働きかけるとともに、県として賃上げの支援制度を創設すること。
6. 児童相談所の予算と体制の強化
 - ①児童虐待防止対策総合強化プランに対応した児童相談所の体制強化を着実に促進すること。計画に見合った児童福祉士、児童心理士、スーパーバイザーの育成のための予算を確保すること。すみやかな判定・措置のためにも、職員の心身の健康とスキルアップのための研修派遣を保障する上でもゆとりある体制にすること。
 - ②市町を支援し、子ども家庭総合支援拠点等の体制の強化がはかれるようにすること。
 - ③県南・県北児童相談所に一時保護所を設置すること。
7. 中核市宇都宮市による児童相談所設置について、財政的にも職員配置においても最大限支援を行い、速やかに開設できるようサポートすること。 新規
8. こどもの居場所づくりやこども食堂等の事業予算を増やし、NPO、ボランティア団体等への支援を抜本的に強化すること。コロナ感染対策の備品等の購入や活動形態の変更などを支援すること。
9. 放課後児童クラブ(学童保育)において、子どもの安全・安心を守るため職員の複数体

制、有資格者の配置など「従うべき基準」に戻すよう国に求め、県として運営と指導員の雇用が維持できるよう支援すること。コロナ感染対策として、備品等の購入を支援するとともに指導員に特別手当を支給すること。

【3】安心の介護・福祉

1. 介護保険について

新規

- ①今年度の介護保険法改正に向け、国は利用料の2割・3割負担の対象拡大、要介護1・2の在宅サービスの保険外し、ケアプラン有料化などの改悪案を検討している。国に制度改悪を行わないよう求めること。国に介護報酬の大幅な引き上げを求めること。
- ②介護保険料、利用料を引き上げず、負担軽減のために県として支援すること。特に低所得者の利用料の免除または軽減を行うこと。

2. 介護福祉士、介護施設従事者の大幅賃上げのために県独自の支援制度を作ること。

3. 特養ホーム「待機者ゼロ」をめざすこと。高齢者の生活実態を勘案し、要介護3以下の高齢者を潜在的待機者として掌握し、入所できるようにすること。

4. 生活保護行政について

- ①コロナ禍、物価高騰のもとで生活保護は命を守る最後の砦であり、国民の権利である。このことを県民全体に広く周知し、県施設や健康福祉センター、市町の窓口において明記するとともに、窓口に来た人にすみやかに申請書を渡し手続きに入ること。
- ②国に「生活扶助」5%削減を元に戻すよう求めること。母子加算、高齢加算の復活を求めること。
- ③全受給者がエアコンを設置できるよう補助すること。生活実態に即して車の保有を認めること。

5. 難病患者、障害者の生活支援に県独自の支援を行うこと。とくに重度障害を持つ人を家族丸ごと支援するピア・サポート事業の拡充をはかり、親身なケアを行う環境を早急に整えること。

6. 2046年度までに7兆円も年金を目減りさせるしくみである「マクロ経済スライド」を廃止するよう国に働きかけること。

7. 県内に視覚障害者専用の老人ホームを開設するため尽力すること。

8. 虐待被害や貧困・孤立など困難な高齢者への支援について

新規

- ①市町と協力し、地域包括支援センターが地域の高齢者の実態を把握し、介護保険や民間事業所では対応できない人を直接救済する体制を強化すること。
- ②健康福祉センターの福祉部門の職員の増員をはかること。
- ③養護老人ホーム増設のため、財政支援などをすすめること。
- ④高齢者への配食サービス、見守り活動、緊急通報システムなどを支援すること。
- ⑤「買い物弱者」（買い物難民）をなくすため、移動販売車への補助、商店街・小売店への移手段の確保を行う市町を支援する制度をつくること。

9. 難聴の高齢者にとって、補聴器は意欲や能力を活かして無理なく働くことや社会活動への参加、また生活の質の向上に不可欠だが、症状に応じた機器の購入・買い替えなど経済的負担が大きい。補聴器購入の助成を行う市町もあり、県として補聴器購入助成にとりくむ市町を支援する制度をつくること。 新規

【4】ジェンダー平等と多様性尊重の施策推進

1. DVをなくすため、指導員の養成、市町への配偶者暴力相談支援センター設置に全力をあげること。男女共同参画センター北館の相談体制の充実をはかり、一時保護受け入れのあり方、施設運営のあり方等を被害者本位に見直すこと。
2. DV被害者支援に取り組む民間団体、NPO等への支援を強化し、運営費等の財政支援を行うこと。新型コロナ対策の備品等の購入や活動形態の変更等を支援すること。
3. 性暴力の根絶をめざし、被害者支援に全力で取り組むこと。とちエールでの24時間相談体制が実施できるよう全面的に支援すること。被害の実態掌握のための調査を実施すること。
4. 予期しない妊娠に苦しむ女性への総合的支援を推進すること。
 - ①にんしんSOSとちぎの電話相談、LINE相談等を充実させ、中高生にも広く周知すること。
 - ②関係機関・団体、支援に取り組むNPO、学校現場等との連携・支援を強め、相談者への親身な支援体制を強化すること。
5. 女性の地位向上をめざし、県の女性幹部職員の登用計画を抜本的に強化すること。県関係機関にも同様の計画を求めること。民間企業等の賃金、昇級等の格差是正をはかる対策を支援すること。
6. 性的マイノリティ（LGBTQ）への差別と偏見をなくし、理解を促進し、権利を保障するための具体的な対策を講じること。相談窓口の充実をはかり、結婚支援、性適合治

療への支援等、当事者の要望を反映した支援を行うこと。

7. 2022年9月から県のパートナーシップ宣誓制度が実施された。制度の周知とともに当事者の要望などを取り入れさらに支援内容を充実させること。子どもも含めたファミリーシップ制度へと発展させること。 新規

8. シングルマザーへの支援を行うしくみを作り、勤労、住居、生活、子育て等を丸ごと支援すること。

【5】災害から県民を守る対策

1. 地震の活発化や地球規模での気候危機に対応し、地域防災計画や災害ハザードマップを見直し、県民生活を守るための抜本的対策を強化すること。気象・地震・火山などの観測体制の抜本的強化を国に求めるとともに、住民への正確な情報提供を行えるよう関係機関との協力・連携を強化すること。

2. 不足している消防力を強化し、消防職員、分署を増やし、救急体制の強化をはかること。消防団と団員の増員・育成を支援すること。

3. 被災者生活再建支援について

①県被災者生活再建支援制度を拡充し、半壊、準半壊、一部損壊世帯に一定額の支給すること。その額は市町独自の既存制度を下回らない額とすること。

②国の被災者生活再建支援制度について、半壊だけでなく準半壊、一部損壊を支給対象にすること、支給額を全壊500万円に引き上げることなどを国に働きかけること。

4. 災害救助法住宅応急修理の見直しについて

①国に修理の対象範囲の拡大、給付上限額の拡大を要望すること。

②2015年関東・東北豪雨、2019年東日本台風の経験から、水害の住家被害は柱、床、床下等を乾燥させるのに期間を要し、また多数の被害が集中するため修理請負事業者が不足するなど、「工事完了期間原則1か月」は現実的でないことが明らかである。工事完了後の申請を認めることや、指定の業者に依頼できず、自分で修理した場合でも領収書を保管している場合は支給対象にするなど、柔軟に運用するよう見直すこと。

③県ホームページや広報、被災者への配布物等において、日常生活に支障がある場合は自宅で避難生活をおくる場合も対象になること、資力要件が緩和されたこと、自分で修理した場合も支払い前であれば支給対象になること、応急修理完了まで公営住宅等への一時的入居が可能であることなど具体的に周知すること。

5. 水害の住家被害認定について、実態に応じ、床下浸水を準半壊、床上浸水以上を半壊、床上0.3メートル以上の浸水を大規模半壊とするなどの見直しを国に求めること。

6. コロナ対策と避難所の質の向上を図るため市町を支援し、財政支援すること。
- ①避難所のあるべき環境をスフィア基準を参考に見直し、避難所の収容人数を感染症対策として十分な間隔をとれるよう見直し、民間のホテル、旅館、会館などを借りあげることも含め抜本的に増やすこと。
 - ②避難所に感染対策として効果的と指摘されるパーテーション、段ボールベッドを基準配備すること。枕、マットレス等を備品として配布できるようにすること。冷暖房設備を備えること。トイレの洋式化をはかること。
 - ③乳幼児のいる世帯への配慮(ミルク、おむつ、アレルギー対応食、肌着等)、ジェンダー視点の配慮(プライバシー保護、生理用品、性犯罪防止対策等)、高齢者への配慮を重視した避難所運営を行い、そのための指導者を育成すること。特に女性の指導者育成・配置を支援すること。
 - ④福祉避難所を抜本的に増やし、事前に周知すること。高齢者や身体・精神障害児者、療養中の人、妊婦、乳幼児、持病のある人など気軽に利用できるようにすること。利用者に費用負担を求めないこと。
 - ⑤避難所の食事内容を改善し、温かい食事の提供に努めること。
7. 避難所の過密をさけるため、自宅等の在宅避難者を支援する体制、仕組みづくりを支援すること。安否確認や情報提供、水・食料・日用品・衛生用品・医薬品などの提供や、自力で支援物資を取りに行けない人への支援などをシステム化すること。

【6】教育の充実（教育委員会）

1. 本県では小・中学校の学級編成は35人以下となっているが、コロナ対策としてさらなる少人数学級が必要である。教職員削減計画を見直し、正規教職員を増員し、全学年で30人学級に移行させ、20人程度の学級にすること。
2. 1日8時間労働の原則を破り勤務時間を延長する「1年単位の变形労働時間制」は導入しないこと。
3. 教員の多忙化解消
 - ①国・文科省に対し、教員一人あたりの授業コマ数を1日4コマまでに減らし、そのための教員定数増をはかるよう求めること。
 - ②学校全体の業務削減をはかること。県版学力テストの廃止、部活動の負担軽減などにとりくむこと。
4. 豊かで安全な学校給食について
 - ①食育として教育の一環に位置づけられる学校給食の無償化を推進すること。無償化にとりくむ市町に県として財政支援すること。

- ②食材の地産地消、有機農産物の使用を推進し、補助制度を拡充すること。
- ③輸入小麦から発がん物質グリホサートが検出されており、パンの小麦は国産、県産を使用し、また米粉の活用を奨励し、支援すること。
- ④栄養教諭を増員し、全小中学校での食育の推進、食物アレルギー対応など食の安全・安心のための対応の充実がはかれるように配置すること。
- ⑤自校方式で給食を提供する学校を増やすため市町を支援すること。

5. 県立高校において、教室の「密」を減少させるため30人学級に移行させること。

6. 県立高校再編計画において、4学級に満たない学校を特例校として統廃合の対象とする方針を見直すこと。県周縁部の高校は地域活性化の中軸であり、存続させるために教員加配など支援するとともに、地域との連携を図り部局横断的支援を行うこと。

7. 県立高校入学選抜において、定員割れの場合、再募集を行うこと。

8. 特別支援学校予算を抜本的に増やし、以下の対策を進めること。 新規

- ①すべての特別支援学校において、設置基準に合わせた教室の整備・改修を行い、特別教室の転用や複数学年での併用などをなくすこと。
- ②障害の重度化重複化に対応できるよう教員を増員すること。
- ③特別支援学校を増やし、通学の負担をへらすこと。国に学校建設への補助率引き上げを求めること。
- ④医療・福祉など専門機関とのネットワークなど地域全体の支援体制をつよめること。
- ⑤寄宿舎、食堂、給食室など、施設の老朽化や改修、新たな整備など計画的に推進すること。

9. 那須および栃木特別支援学校の寄宿舎廃止について、教育委員会は今年度末に予定していた閉舎時期の延期を決めたが、廃止方針を見直すこと。生徒の自立と成長を促進する寄宿舎教育の価値を再確認し、存続させるための検討を行うこと。 新規

10. 県立高校の体育館にエアコンを設置すること。

11. 小・中学校の体育館へのエアコン設置、トイレの洋式化を促進するため、国に学校施設環境改善交付金の増額、補助率引き上げを求めるとともに、県として補助すること。

12. 小中一貫化や義務教育学校設置を名目にした安易な小・中学校の統廃合は行わないよう市町を指導すること。

- 1 3. 国に大学進学者への給付型奨学金制度の抜本的拡充を求めること。また県独自の給付型奨学金制度を創設すること。
- 1 4. 教育委員会、教育現場において障害者雇用を増やし、障害者への合理的配慮の提供を基本に据えた働き方を促進すること。
- 1 5. 要保護世帯に支給される就学支援制度の入学準備金について、全市町で入学前支給が実施されるように徹底すること。また準要保護世帯への支給は市町単独事業であるが、日光市や宇都宮市では小学校、中学校新入生とも入学前支給を実施している。教育委員会として全市町の状況を把握し、入学前支給を行うよう市町に働きかけること。
- 1 6. 教職員の期末手当に成果主義を持ち込む勤勉手当を廃止すること。勤務評価を賃金にリンクさせないこと。非常勤教員と正規教員の同一労働同一賃金を実現すること。
- 1 7. 不登校の子どもの権利を尊重し、学校強制でない教育への権利、安心して休む権利、自分らしく生きられる権利などを保障する立場に立って公的支援を強化すること。
- ①子どもと親とが安心して相談できる窓口を拡充する。
 - ②子どもの居場所として、学校復帰を前提としない公的な施設を拡充する。
 - ③学校以外のさまざまな学びの場（フリースクール、フリースペースなど）をきちんと認め、公的支援をおこない、学校と同等の支援をめざす。
 - ④不登校の家庭の子育てを支えている親の会などへの公的支援をおこなう。
 - ⑤学校をすべての子どもにとって「安心して休める学校」にし、子どもを緊張感から解放する。
- 1 8. 教育現場で性的マイノリティ（LGBTQ）への理解促進を進める。全ての教職員を対象に性的指向、性自認への理解を促進する研修を実施すること。子どもたちの理解を進めるため、授業で取り扱いをすすめること。
- 1 9. 性的マイノリティ（LGBTQ）の児童・生徒への支援について、制服・体操着など性別を問わない選択制とすること、標準にとられない髪型を認めること、着替えの際に皆とは別に保健室の利用を認めること、修学旅行等宿泊を伴う行事での配慮を行うことなど、当事者の要望や事情に即して親身な対応を行うこと。
- 2 0. 公立夜間中学校を宇都宮市ほか県南、県北に開設すること。市町教育委員会と協議・連携して取り組むこと。

- 2 1. 私学助成を拡充し、入学金、納付金も免除対象にすること。（経営管理部）
- 2 2. 全国で「ブラック校則」といわれる人権侵害やセクハラに等しいような校則の問題が顕在化している。県立高校の校則について、人権、多様性、ジェンダー平等の観点から、生徒の意見を反映させた自主的な点検・見直しを促進すること。
- 2 3. 包括的性教育の推進について
子どもたちを性暴力や予期しない妊娠から守り、思春期の豊かな成長を保障するために、子どもの年齢・発達に即した、科学的な包括的性教育を導入すること。人間の生理や生殖、避妊についての科学的な知識、互いを尊重し合う人間関係を築く方法、自分の心や体を傷つけるものから身を守るすべなどを学ぶことを重視すること。
- 2 4. 県立学校において、昨年度は保健室と校内1か所の女子トイレに生理用品を配備する対応をとってきたが、新年度からは女子トイレすべてに常備し、必要とする生徒が気兼ねなく使用できるようにすること。市町教育委員会においても小・中学校で実施できるよう支援すること。 新規

【7】人間らしく働ける雇用環境、中小企業への支援

1. 住宅や店舗のリフォームは、耐震化等の防災対策、バリアフリーやヒートショック対策など福祉と健康を守る対策、空き家・空き店舗によるまちづくりなど多面的な需要が見込まれ、中小企業の仕事を増やし地域経済を潤す効果が高い。経済活性化と県民の命と財産を守る事業と位置づけ、住宅や店舗リフォーム助成制度に取り組む市町を財政支援し、全市町でとりくめるようにすること。
2. 所得税法56条を改正し、家族従業員の働き分が正当に評価されるように税制改正を国に求めること。
3. パートタイム・有期雇用労働法において、不合理な待遇差の禁止や同一労働同一賃金の義務化が明記され中小企業にも適用された。同一賃金や均等待遇を口実にした正規労働者の賃下げ・労働条件切り下げにならないよう、社会全体の賃金や労働条件の底上げにつながるよう啓発に努めること。
4. 県および関係団体で働く会計年度任用職員など非正規労働者の労働条件の改善を図ること。

5. 最低賃金の地域別ランクを廃止し全国一律にするよう国に求めること。
6. 中小・零細企業の賃上げに対する支援策を講じること。
7. 県と受注事業者の間で結ばれる契約に、生活できる賃金と人間らしく働くことができる労働条件を定める公契約条例を制定し、公共事業の質を確保するとともに、受注する事業所で働く労働者の賃上げを促進すること。
8. 県および関係機関の障害者雇用を促進し、障害者が働きやすい職場環境の改善、雇用率を引き上げる方針・計画を明確にすること。そのさい障害者差別の禁止、障害者への合理的配慮の提供を基本に据えること。
9. 外国人労働者、技能実習生、留学生について
 - ①出入国管理法の改正による外国人労働者の急増に対し、居住自治体、就労実態、出身国および日本語理解の状況など詳細な実態把握に努め、かみ合った支援策を講じること。
 - ②労働局や関係団体と連携し、外国人労働者・技能実習生に対する法令違反や不当な権利抑制などが行われていないか実態調査を行うこと。
 - ③外国人労働者が人間らしく働き、住民生活が送れるよう就労、子どもの教育、医療等のワンストップ相談窓口を設置すること。

【8】農業・農村の振興

1. 米価暴落からコメ農家を守るために以下の対策を国に求めること。
 - ①主な生産物に家族労働費を含む生産費を基準にした価格と市場価格との差額を補填する「不足払い」制度を実現すること。
 - ②過剰対策として、需要減に見合った輸入コントロールを行うこと。
2. 県産米の消費促進と過剰対策として、富山県や群馬県館林市などで実施されているひとり親世帯への「おこめ券」の配布を参考に、県として生活困窮者、学生などに「おこめ券」を配布すること。子ども食堂、福祉施設などへも提供すること。
3. 鳥インフルエンザや豚熱対策として、国に対して、発生農家への殺処分手当・特別手当金は逸失利益を含め補償するよう求めること。防疫作業にあたる自治体や農協の職員のメンタルヘルスを含めた体調管理のための助言・指導、作業に見合う手当の支給等に必要な予算措置を求めること。
4. 養豚場の豚熱感染防止対策として、豚へのワクチン接種、野生動物の接近を防ぐ防護策の設置、野生イノシシへの経口ワクチン投与などあらゆる手立てを講じること。養豚

農家への衛生管理指導等に従事する家畜防疫員や獣医師の増員等、体制強化をはかること。

5. 「農業者戸別所得補償制度」の復活またはコメの生産価格を支える新制度創設を国に求めるとともに、県独自の所得補償対策を講じること。農畜産物の価格保障を行うこと。
6. 地産地消を推奨し、県産農産物の消費拡大の取り組みを強化すること。朝市、直売所、地元食材活用の加工・販売事業所への支援、教育・福祉施設や企業の給食などへの活用を支援する制度を創設すること。
7. 学校給食の食材への県産農畜産物の利用拡大をはかること。地場産食材の活用率60%を目標とし、とちぎ地産地消推進事業費等の補助金を大幅に増額すること。
8. 「主要農作物種子法」廃止によるコメ・麦・大豆などの公共品種を守る新しい法律の制定を国に求めること。
9. コメ、麦、大豆の種子の安定的な生産・供給に県が責任をもってとりくみ、十分な予算措置を行うこと。種苗の生産供給にかかわる県の指導・助言を後退させず、そのための人員確保と人材育成に努めること。原種、原原種の生産は県の責任で行い民間事業者への指定はしないこと。原種農場の予算と体制を維持すること。
10. 農業試験場はじめ研究機関の予算を増やし、奨励品種の選定、新品種の開発・保管、病虫害対策等の研究を強化すること。
11. 農業次世代人材投資資金制度の対象年齢の引き上げ、支援額の引き上げ、支援期間の延長などを国に求め、県として新規就農する青年への支援策を拡充すること。
12. 持続可能な農業の発展に適した担い手である小規模家族農業を支援し、2028年までの国連「家族農業の10年」決議に呼応した家族農業推進の施策を実施すること。

【9】 環境・原発・廃棄物対策

1. 国・岸田内閣は昨年12月のGX（グリーントランスフォーメーション）実行会議で、新增設とともに老朽原発の60年を超える運転など、新たな原発推進方針を示した。栃木県も甚大な被害を受けた東電福島第一原発事故の反省もなく、国民の民意も仰がず、原発依存を低減する政府方針から大転換することは許しがたい。県として撤回を求めること。石炭火力や原子力発電に頼らず、再生可能エネルギー中心のエネルギー政策を推

進するよう求めること。

新規

2. 日本原子力発電株式会社は、40年が経過し老朽化した東海第2発電所の再稼働をめざしている。本県との県境から32キロの至近距離にあり、過酷事故が起きれば、県民のくらしと健康、営業が根底から脅かされる懸念がある。県民の安全を守る責務を負う県として、試運転を含む再稼働に反対し廃炉にするよう日本原電に要請すること。
3. 東京電力株式会社は、福島第一原発事故が収束せず、事故原因・教訓が明らかになっていないにもかかわらず、柏崎刈羽原発の再稼働をめざしている。再稼働に反対すること。
4. 塩谷町への放射性指定廃棄物処分場選定を白紙撤回するよう国に求めること。特措法の見直しと8,000ベクレル/kg以下の廃棄物を国の責任で保管・処理するよう国に求めること。
5. 環境省が進める農家保管の放射性指定廃棄物の集約・減容化について、住民参加のオープンな意見交換の場を設け、要望に基づいた対応を国に求めること。
6. 農畜産物、学校給食等の放射性物質濃度測定を継続すること。
7. 原発事故によるこどもの健康への影響を県として調査し、こどもの甲状腺検査を行う自治体への財政的支援を行うこと。
8. 「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」を見直し、最終処分場の設置等に際して協議が必要とされる関係自治体の範囲の拡大、立地基準の距離制限の拡大をはかること。また工業団地も対象とすること。
9. メガソーラー発電施設は、自然環境破壊や災害誘発の危険、景観破壊などが懸念され、これまでも日光市・鹿沼市の横根高原や那須町御用邸下などで住民の反対の声が上げられてきた。自然環境、生活環境への影響が懸念される場所への立地や規模を規制する条例を制定すること。
10. 住民合意のないエコグリーンとちぎ（馬頭最終処分場）の建設を中止すること。住民が反対する県外廃棄物、放射性廃棄物を持ち込まないこと。設計・建設・運営・管理のあらゆる段階で情報公開を徹底すること。

1 1. 森林環境譲与税との二重課税となる県独自の目的税「とちぎの元気な森づくり県民税」を廃止または減額すること。

1 2. 「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」のとりくみについて 新規

- ①再生可能エネルギーへの転換を促進し、2030年までの温室効果ガス削減目標2013年度比50%を前倒し実現すること。
- ②再生可能エネルギー導入「促進区域の設定」にあたって、住民への情報提供、意見のくみ上げを重視し、十分な理解と合意の下にとりくむこと。
- ③「促進区域」制度の活用にあたって、温室効果ガスの吸収源である森林の伐採や、急傾斜地への設置を規制するゾーニングを明確にすること。
- ④県民が取り入れやすく環境への負荷が少ない住宅や建物の屋根等への太陽光発電・蓄電池の設置、断熱化・省エネ対策の促進を県として助成すること。
- ⑤農地等のソーラーシェアリング、小規模バイオマス発電、小規模水力発電の普及を推進し、補助制度を創設すること。

【9】公共事業のあり方を見直し、災害に強い県に

1. 公共事業のあり方を見直し、大型開発事業を削減し、防災・老朽化対策優先、生活に密着した事業中心に切り替えること。
2. 県有施設の耐震化、ブロック塀倒壊対策を急ぐとともに、市町の教育・福祉施設、公民館等の耐震化を支援すること。
3. 民間・民家のブロック塀倒壊対策を助成する制度を実施している市町への財政支援制度を創設すること。
4. 崖崩れ危険箇所の点検・改修を前倒しで実施すること。
5. 熱海市で発生した土砂災害を教訓にして、危険な盛土や残土が放置されていないか、定期的の実態把握と点検を行い、必要な対策を講じること。
6. 河川整備計画について、未策定の河川の策定を急ぐとともに、既存計画は台風第19号の降水量または過去最大の降水量をベースにしたものへ見直しをはかること。
7. 流域治水の観点で治水対策を見直し、まちづくりと一体で推進するため、流域治水条例を制定すること。

8. 田川の氾濫防止対策について、床上浸水を防ぐ対策にとどまらず、床下浸水させない対策を講じること。宇都宮市中心部の上流・下流に計画している調節地の完成を急ぐこと。
9. 姿川の氾濫防止対策について、工事中の調節地の完成を急ぐとともに、上流部の河川整備計画を前倒しで策定、推進すること。
10. 地方バス路線、第三セクター鉄道など、県民の足となっている公共交通を維持するため、県として補助額を増やし、市町を支援すること。
11. コリドール構想を見直し、地域高規格道路の常総・宇都宮東部連絡道路の整備・延伸計画を見直し・中止すること。
12. 思川開発南摩ダムは利水・治水ともに必要のないダムであり、事業から撤退し、国に建設中止を求めること。
13. 県営住宅について
 - ①老朽化した県営住宅の耐震化・老朽化対策を前倒しで進めること。宝木県営住宅の建て替えを計画すること。
 - ②県営住宅の入居基準を見直し、空き室の多い団地では若年単身者、U I J ターンの若者なども入居できるようにすること。保証人をつける要件を廃止すること。
 - ③高齢世帯、単身世帯が多く居住する県営住宅の公園、駐車場等の清掃、草刈りなどは、県または指定管理事業者が責任を持って実施すること。
14. 宇都宮市・芳賀町のL R T整備事業について
 - ①L R T整備事業は、路線、安全性、運営方式、費用などの点においても県民・市民合意が確認されておらず、今も反対する声がある。また建設費用の増加や西側計画の全体像など市民・県民に対する情報公開が不十分であり、公共事業のあり方として問題がある。支援方針を見直し、県として予算を計上しないこと。
 - ②西側ルート計画について、事業の可否を含め住民投票などを行い、住民合意を尊重するよう助言すること。
 - ③昨年11月の試運転中に脱線事故が起き、市民の不安が増している。第三者による事故原因調査と検証を徹底すること。そのため開業に向けたスケジュールの凍結なども含め万全の対策をとるよう助言すること。
15. 県管理道路、県有施設等の除草作業において、グリホサート、グリホシネート等を

含む農薬、薬剤を使用しないこと。

16. 生活道路である県道の補修や自転車専用レーンの整備を急ぐこと。

【10】ひらかれた県政・議会・財政運営

1. 個人情報漏洩が懸念されるマイナンバーの県事務への活用範囲拡大をやめ、県民、職員にマイナンバーカードの取得を推奨・強要しないこと。
2. 県各部局、教育委員会等においても情報公開につとめ、開かれた県政にすること。
3. 県の役割を後退させる行財政改革を見直し、出先機関の行き過ぎた統廃合をやめると。行政需要に的確に対応し、業務の質を確保するため正規職員の削減は行わないこと。
4. 公務の民営化・市場化につながる公共施設へのPFI導入、指定管理制度の導入を見直し、公共性の強い事業は県直営にすること。
5. 公共サービスの質を確保するため、業務の民間委託を行わないこと。
6. 予算編成段階での情報公開を行い、県民に開かれたわかりやすい予算編成にすること。
7. 自動車税等県税の徴収にあたっては納税者の権利を保障し、行き過ぎた督促、滞納処分が行われることのないようにすること。
8. 議会予算のあり方を見直し、政務活動費の削減と透明化、公務諸費の廃止、公費による海外行政視察の中止などを県議会に要請すること。

【11】憲法と平和に関する要望

1. 国・岸田内閣は、昨年12月、敵基地攻撃能力の保有と大軍拡を宣言した「安全保障3文書」を閣議決定した。これまで政府が原則としてきた「専守防衛」を投げ捨てる方針転換を国民の信を問うこともなく推進することは許されない。県として抗議し、撤回を求めること。 新規
2. 憲法改正は、国の問題であるとともに地方自治体のあり方を左右する大問題であり、9条改憲には多くの国民・県民が反対している。知事として憲法第99条を遵守する立場から改憲に反対の立場を表明するとともに、憲法を生かした県政運営につとめること。

3. 集団的自衛権行使容認の2014年7月の閣議決定の撤回ならびに安保法制の廃止を求めること。
4. 米軍横田基地にCV22オスプレイ機が配備され、三沢基地への訓練飛行の通過点として、県内上空の飛行が常態化している。陸上自衛隊木更津駐屯地など近隣の自衛隊基地にもV22オスプレイ機が配備された。オスプレイやC130輸送機等の栃木県空域での訓練の中止、自衛隊北宇都宮駐屯地への飛来・立ち寄り等に反対すること。北関東整備局を通じて栃木県空域を通過する訓練日程を掌握し、県民に公開すること。
5. 防衛省・陸上自衛隊に県内公道や市街地など演習場以外の場所での訓練を行わないよう求めること。
6. 陸上自衛隊宇都宮駐屯地ならびに北宇都宮駐屯地の強化、海外派兵に反対すること。航空学校の飛行訓練等について、深夜・早朝、保育所・学校等周辺での飛行を行わないよう求めること。
7. 沖縄県が反対している名護市の米軍新基地建設強行は、民意と地方自治を踏みにじる行為であり、反対すること。
8. 全国知事会は「日米地位協定の抜本的見直し」の提言を国に提出している。県としても見直しを求めるよう働きかけること。
9. 国に対し、核兵器禁止条約への参加および締約国会議へのオブザーバー参加を要請すること。
10. 栃木県として非核平和県宣言を行うこと。
11. 日本非核宣言自治体協議会は、核兵器のない平和な自然環境を大切にする願いをこめて、被爆アオギリ二世（広島）、被爆クスノキ二世（長崎）の苗木を配布し育成する運動を推奨している。県庁広場や県総合運動公園等に植樹すること。

以上